

図書館・学校等向けゲーム貸出実施要領

1 目的

この要領は、福岡県立図書館（以下「県立図書館」という。）の所有するボードゲーム等の貸出について必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施対象

- （１）県内の公共図書館等および中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等。
- （２）その他館長が認める行政機関等（以下、「図書館・学校等」という）。

3 実施内容

- （１）県立図書館の所有するボードゲーム等を図書館・学校等の求めに応じ貸出を行う。
- （２）１施設につき、原則３点以内、貸出期間は１か月以内とする。

4 貸出方法等

- （１）貸出返却は以下の手順で行う。
 - ① 図書館・学校等は、県立図書館ホームページの専用申込フォームから申し込む。
 - ② 県立図書館は、「ゲーム貸出通知書」により貸出を通知する。
 - ③ 貸出返却は、公共図書館等については相互貸借資料の配送便による。
 - ④ 学校等については来館、最寄りの公共図書館への配送（費用は県立図書館負担）又は県立図書館委託業者による配送（費用は１校につき年２回まで県立図書館負担）による。
- （２）借受館（又は学校）がボードゲーム等を紛失又は破損したときは、県立図書館にすみやかに申し出なければならない。
- （３）その他の取扱いは、「図書館間資料貸出規程」を準用する。

附 則

この要領は、令和 ３年 ８月３０日から適用する。

附 則

この要領は、令和 ７年 ９月 １日から適用する。

ゲーム貸出通知書

年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇長 殿

福岡県立図書館長

当館の図書館・学校等向けゲームについて、以下のとおり貸出します。

記

- 1 貸出点数点 (詳細は一覧のとおり)
- 2 御担当者 職名 氏名
- 3 受取・返却方法 ☐ 来館
(来館者の本人確認ができる運転免許証等を御持参ください)
☐ 最寄りの公共図書館で受取・返却 (送料は県立図書館負担)
(受取・返却館名.....図書館)
☐ 直接配送 (費用は1校につき年2回まで県立図書館負担)
- 4 返却期限 令和 年 月 日

問合せ先 福岡県立図書館 総合サービス室 一般図書班
TEL 092-641-1124 FAX 092-641-1127

- 諸注意
- ・貸出点数 1施設につき3点まで
 - ・貸出期間 1か月
 - ・汚破損紛失の際はお知らせください。
 - ・直接配送の場合は、返却希望時期をお知らせください。

	管理番号	ゲーム名	備考
1			
2			
3			